

ぼればれ櫃原在宅支援相談センター 指定訪問介護・指定第一号訪問事業運営規定

(事業の目的)

第1条 株式会社ひまわりの会が開設するぼればれ櫃原在宅支援相談センター指定訪問介護・指定第一号訪問事業事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護・指定第一号訪問事業の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員等が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護・指定第一号訪問事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護・生活援助その他の生活全般にわたる援助を行なう。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 ぼればれ櫃原在宅支援相談センター
- (2) 所在地 櫃原市白櫃町2丁目29番8号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（兼務） 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに 自らも指定訪問介護・第一号訪問事業の提供に当たるものとする。
- (2) サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護・第一号訪問事業の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行い、自らも指定訪問介護の提供に当たるものとする。
- (3) 訪問介護員等
常勤職員 1名以上
非常勤職員 5名以上
訪問介護員等は指定訪問介護・指定第一号訪問事業の提供に当たる。
- (4) 事務職員 1名以上
必要な業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 原則的に年中無休とする。ただし年末年始（12/31, 1/1, 1/2）を除く
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。ただし、必要に応じ、時間外も営業する。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護・指定第一号訪問事業の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、指定第一号訪問事業を提供した場合の利用料の額は、櫃原市が定める額とする。当該指定訪問介護・指定第一号訪問事業が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証の本人負担分の支払いを受けるものとする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護・指定第一号訪問事業に要した交通費は、実施範囲を超えた地点からの交通費のその実費を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(緊急時等における対処方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護・第一号訪問事業を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の処置を講ずるとともに、サービス提供責任者又は管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は樫原市、大和高田市、桜井市、高取町、明日香村の区域とする。

(虐待の防止等)

第9条 事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止の為に、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を遵守します。ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行いません。

2 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者等に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等の禁止)

第10条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(苦情解決)

第11条 提供した訪問介護・第一号訪問事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 訪問介護・第一号訪問事業事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修（採用後3ヵ月以内に実施）

(2) 継続研修 年12回以上

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者はであった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 本事業所は、従事者、設備、備品、及び会計に関する諸記録は整備するとともに、当該記録をサービス提供の日から5年間保存しなければならない。
- 5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ひまわりの会代表者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規定は平成15年月15日から施行する。
- この規定は平成20年8月1日から施行する。
- この規定は平成25年5月1日から施行する。
- この規定は平成26年8月1日から施行する。
- この規定は平成27年4月1日から施行する。
- この規程は令和3年8月1日から施行する。
- この規程は令和3年10月1日から施行する。

この規程は令和5年11月1日から施行する。